

重要事項説明（居宅介護支援版）

1 事業所の概要

事業所名	東名厚木病院居宅介護支援センター
所在地	神奈川県厚木市船子322-1
事業者指定番号	第1472900057号
管理者・連絡先	管理者 三橋 悟 連絡先 046-227-6557 夜間帯 上記番号にて緊急携帯に自動転送
サービス提供地域	厚木市、伊勢原市、海老名市、平塚市 愛甲郡愛川町、愛甲郡清川村

《 特定事業所（Ⅰ）適用要件 》 ※令和6年4月1日 改定

- ①常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置していること。
- ②常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置していること。
- ③利用者に関する情報又はサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。
- ④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。
- ⑤算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護3～要介護5である者の割合が4割以上であること。
- ⑥介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。
- ⑦地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること。
- ⑧家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する実施する事例検討会、研修等に参加していること。
- ⑨他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会等を実施していること。
- ⑩居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。
- ⑪介護支援専門員1人当たりの利用者の平均件数が45件未満であること。
- ⑫介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力、又は協力体制を確保していること。
- ⑬必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管理者	居宅介護支援、管理	1 名
介護支援専門員	居宅介護支援	5 名以上
事務担当職員	事務	1 名以上

* 管理者は主任介護支援専門員とし、管理者以外にも 1 名は主任介護支援専門員であること。

3 営業時間

区 分	平 日	土曜日	休祭日
営業時間	9 : 00 ~ 17 : 00	休み	休み

(注) 年末年始 (12/30~1/3) は「休祭日」の扱いとなります。

(注) 営業時間外の夜間帯及び休祭日は、居宅介護支援専門員が輪番制にて緊急用携帯を所持し、必要に応じて対応いたします。

4 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その旅費（実費）の支払いが必要となります。
- (3) 居宅介護支援介護報酬には以下の加算があります。
 - ①初回加算 新規に居宅介護支援サービスを開始すること等に対する加算
 - ②入院時情報連携加算（Ⅰ） 入院日（入院日以前も含む）に入院先へ情報提供した場合に加算
（Ⅱ） 入院日翌日または翌々日に入院先へ情報提供した場合に加算
 - ③退院・退所加算（連携ⅠⅡⅢ）退院・退所にあたり当該施設専門職との面談又は会議の上、居宅サービス計画を作成した場合に加算
 - ④通院時情報連携加算 病院又は診療所にて医師又は歯科医師の診察を受けるとき同席し必要な情報提供を行い医師又は歯科医師等から必要な情報提供を受けた場合に加算
 - ⑤緊急時等居宅カンファレンス加算 病院又は診療所の求めにより居宅カンファレンスを行ない、サービス調整した場合に加算
 - ⑥ターミナルケアマネジメント加算 終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で在宅での看取りを希望調整した場合に加算
 - ⑧特定事業所加算（Ⅰ） 前項の適用要件全てに適合する場合に加算
 - ⑨特定事業所医療介護連携加算 前々年度3月から前年度2月までの間に退院退所加算35回以上、ターミナルケアマネジメント加算15回以上算定している場合に加算

尚、上記の加算については、令和6年4月介護保険法見直しに伴い介護報酬の改定がされました。また、居宅介護支援費と同様、利用者の負担はありません。

5 サービス利用状況

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用状況は別紙とおりです。

6 秘密の保持及び個人情報の保護

- (1) 当事業所職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行うこととします。
- ① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- (2) 例外として、生命・身体の保護のために必要な場合（虐待の発見、災害時における安否確認情報の行政に提供する場合等）は、上記の規定を受けません。
- (3) 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

7 事故発生時の対応

- (1) 介護支援専門員は、居宅介護支援を提供中に或いはそのことに起因して事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者ご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 当事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録します。
- (3) 当事業所は、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行います。

8 相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

事業所相談窓口	電話番号 046-227-6557 Fax番号 046-228-6557 窓口責任者 管理者 対応時間 9:00～17:00
---------	---

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口	
厚木市	所在地 神奈川県厚木市中町3-17-17 電話番号 046-225-2240 対応時間 8:30～17:15
伊勢原市	所在地 神奈川県伊勢原市田中348 電話番号 0463-94-4711 対応時間 8:30～17:15
海老名市	所在地 神奈川県海老名市勝瀬175-1 電話番号 046-231-2111 対応時間 8:30～17:15

平塚市	所在地 神奈川県平塚市浅間町9-1本館2F 電話番号 0463-21-8790 対応時間 8:30~17:15
愛甲郡愛川町	所在地 神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1 電話番号 046-285-2111 対応時間 8:30~17:15
愛甲郡清川村	所在地 神奈川県愛甲郡清川村煤ヶ谷2216 電話番号 046-288-3861 対応時間 8:30~17:15

神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地 神奈川県横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447 対応時間 8:30~17:15
--------------------------	---

8 当法人の概要

名称・法人種別	社会医療法人社団 三思会 （さんしかい）
代表者名	理事長 野村 直樹
本部所在地・電話	神奈川県厚木市船子232 電話 046-229-1771
業務の概要	医療、健康診断、介護保険関連施設の運営
事業所数	18 （令和6年4月1日 現在）